

第8章 結核

結核の罹患率が698と非常に高かった昭和26年に結核予防法が定められ、結核の本格的な結核対策が開始された。その後医療や公衆衛生の向上に伴い、罹患率は減少傾向をたどっていたが、平成9年に全国で罹患率が上昇し、国は平成11年に「結核緊急事態宣言」を発令した。その後は順調に低下している。平成19年4月には「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。

保健所では結核患者発生動向調査や接触者健康診断、患者家族への服薬指導を含む訪問指導等の実施や「健康呼吸器教室」「TBメディカルセミナー」「感染症研修会」「コホート検討会」を開催した。

管内の平成30年末の結核患者登録数は32人、結核登録率(人口10万対)は25.4となり、前年に比べ3.4の増加となった。

平成30年中の新規登録者は15人、罹患率は11.9であり、全国罹患率(12.3)や岐阜県罹患率(14.0)と比べ低い状況である。また、年齢別では65歳以上の高齢者が約87%を占めている。